証券コード　3063
2020年５月12日

株　主　各　位

名古屋市中区栄三丁目４番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
代表取締役社長　新　田　二　郎

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年５月26日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

◎新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、郵送またはインターネット等での議決権行使をご検討ください。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

１．日　　時　　2020年５月27日（水曜日）午前11時00分
２．場　　所　　名古屋市西区牛島町６－１
　　名古屋ルーセントタワー16階　会議室
３．目的事項
　報告事項
　　１．第19期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）
　　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第19期（2019年３月１日から2020年２月29日まで）
　　計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役６名選任の件
　　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権の行使に関する事項

議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知３～４ページをご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jgroup.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時　2020年５月27日（水曜日）
午前11時

場　所　名古屋市西区牛島町６－１
名古屋ルーセントタワー16階　会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2020年５月26日（火曜日）午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。（ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

詳細は次ページをご参照ください。

行使期限　2020年５月26日（火曜日）午後６時受付分まで

議決権の重複行使の取り扱い	（1）書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 （2）インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

〔ご留意事項〕

・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
・議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

１．議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕https://www.net-vote.com/

議決権の行使期限は、２０２０年５月２６日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

２．インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

３．ログインＩＤ及びパスワードのお取り扱いについて

（１）議決権行使書用紙に記載されている「ログインＩＤ」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

（２）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

（３）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】
株式会社アイ・アールジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

以　上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調が続いてまいりましたが、消費増税による消費マインドへのマイナス影響が生じたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が急速に進む中で、非常に不透明な環境で推移いたしました。

外食業界におきましては、依然として消費者の節約志向が続く中で、消費増税の影響や新型コロナウイルスの影響が生じ、非常に厳しい経営環境となっております。

このような環境のもと、当社グループでは、外食業界での実績・経験が豊富な中川晃成を2019年７月新社長として招聘し、事業構造改革を進めてまいりました。飲食事業では、新規出店を抑制しながら既存店の収益強化に取り組み、10月の大型台風や消費増税といった外部環境の悪化がありながらも、順調に改善を進めてまいりました。また、組織構造改革や不動産売却等により収益面での改善も順調に進みましたが、新型コロナウイルスにより2020年２月度の売上高にマイナス影響が生じました。直営店の出退店におきましては、３店舗を新規出店し、11店舗をリニューアルするとともに、14店舗を閉店いたしました。これらにより、2020年２月末日現在の業態数及び店舗数は、65業態141店舗（国内138店舗、海外３店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,210百万円（前連結会計年度比5.6%減）、営業利益は91百万円（前連結会計年度は営業損失51百万円）となりました。また、不動産事業の長期借入金において、支払金利の固定化を図り金利上昇リスクをヘッジするために締結している金利スワップ契約の評価損を120百万円計上したことなどから、経常利益は８百万円（前連結会計年度比48.5%減）となり、店舗閉鎖損失等を特別損失に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は174百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益61百万円）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

新規出店を抑制し既存店の収益強化に取り組みました。具体的には、ショッ

ピングセンターを中心とした不採算店舗の整理や好調な業態へのリニューアルを積極的に進め、組織構造を見直し部門数を削減することで管理コストの削減に取り組みました。

新規出店といたしましては、2019年３月に「八光（ハチミツ）」（京都市中京区）、11月にスペインバルセロナに「大治郎（ダイジロウ）」、12月に「博多かわ屋名駅西口店」（名古屋市中村区）をオープンいたしました。

リニューアルでは、2019年３月に直営の飲食店ビル「G-SEVEN（ジーセブン）豊田」（愛知県豊田市）内の５店舗を一斉リニューアルし、「MOU MOU（モーモー）」、「芋蔵GIRI（イモゾウギリ）」、「吟醸マグロ豊田店」、「金べこ（キンベコ）」、「頂（イタダキ）」をオープンするとともに、同月に「LEAF GREENS（リーフグリーンズ）」（埼玉県志木市）を「月のうさぎ」に、５月に「PELLICANO（ペリカーノ）」（静岡市葵区）を「MOU MOU バル（モーモーバル）」に、６月に「SARUBARUSA（サルバルサ）」（愛知県豊橋市）を「Mou Mou Cafe（モーモーカフェ）豊橋店」に、2020年２月に「爽鶏屋（ソウドリヤ）静岡呉服町店」（静岡市葵区）を「きじょうもん静岡呉服町店」、「ほっこり仙台店」（仙台市青葉区）を「三枡三蔵（ミマスミツクラ）はなれ」に、「肉箸（ニクバシ）」（名古屋市中村区）を「きばくもん名駅店」に、リニューアルオープンいたしました。

また、「燦家（サンヤ）大曽根店」（名古屋市北区）、「猿Cafe（サルカフェ）名駅桜通店」（名古屋市中村区）、「芋蔵（イモゾウ）金山店」（名古屋市熱田区）、「静岡パルシェビアガーデン」（静岡市葵区）、「高田屋（タカダヤ）」（東京都港区）、「La Boca Centro（ラボカチェントロ）」及び「La Boca Chika（ラボカチカ）」及び「La Boca Yoko（ラボカヨコ）」及び「THE BAR（ザバー）」（名古屋市中村区）、「Na-菜-Na（ナナナ）木曽川店」（愛知県一宮市）、「芋蔵極（イモゾウキワミ）」及び「TODOS（トドス）コレットマーレみなとみらい店」（横浜市中区）、「四七四七（ヨナヨナ）にっぽん刈谷店」（愛知県刈谷市）、「結び菜（ムスビナ）」（神奈川県海老名市）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は12,260百万円（前連結会計年度比9.4％減）、営業利益は517百万円（同9.8％減）となりました。

b. 不動産事業

テナントビル「ダイヤモンドウェイ」や「ｊG金山」などの賃貸収入が安定的な収益に寄与いたしました。また、テナントビル「G-SEVENS（ジーセブン）刈谷」（愛知県刈谷市）を売却いたしました。その結果、不動産事業における売上高は2,562百万円（前連結会計年度比13.0％増）、営業利益は460百万円（同84.6％増）となりました。

c. ブライダル事業

前連結会計年度に改装いたしました名古屋ルーセントタワー別棟のレストランウェディング施設「LA ETERNITA（ラ・エテルニータ）」（名古屋市西区）を中

心に受注件数の増加に取り組みました。その結果、ブライダル事業における売上高は764百万円(前連結会計年度比16.1%増)、営業利益は４百万円(前連結会計年度は営業損失19百万円)となりました。

d. その他の事業

販促制作事業及び卸売業等のその他の事業における売上高は687百万円(前連結会計年度比23.2%減)、営業損失は12百万円(前連結会計年度は営業利益33百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、1,106百万円(店舗の賃借等に伴う差入保証金18百万円を含む)で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物　　件　　名	開業日・改装日
新規物件	八光	2019年３月７日
	大治郎	2019年11月１日
	博多かわ屋 名駅西口店	2019年12月３日
改　　装	MOU MOU	2019年３月１日
	芋蔵GIRI	2019年３月１日
	吟醸マグロ 豊田店	2019年３月１日
	金べこ	2019年３月１日
	頂	2019年３月１日
	月のうさぎ	2019年３月16日
	MOU MOU バル	2019年５月24日
	Mou Mou Cafe 豊橋店	2019年６月18日
	きじょうもん 静岡呉服町店	2020年２月４日
	三枡三蔵 はなれ	2020年２月18日
	きばくもん 名駅店	2020年２月27日
継 続 中	EXIT錦	2020年４月予定

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2017年２月期)	第 17 期 (2018年２月期)	第 18 期 (2019年２月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2020年２月期)
売　　上　　高(千円)	14,357,840	14,963,244	15,056,169	14,210,706
経　常　利　益(千円)	61,406	154,118	15,589	8,030
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△83,533	△30,089	61,277	△174,676
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	△10.45	△3.67	7.21	△19.17
総　　資　　産(千円)	8,642,276	9,035,174	11,324,644	11,499,355
純　　資　　産(千円)	1,666,139	1,836,233	2,308,056	2,467,064
１株当たり純資産額　(円)	207.93	213.31	250.11	252.36

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2017年２月期)	第 17 期 (2018年２月期)	第 18 期 (2019年２月期)	第 19 期 (当事業年度) (2020年２月期)
売　　上　　高(千円)	2,963,942	3,381,401	3,139,895	3,350,910
経　常　利　益(千円)	82,554	121,819	59,406	194,013
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	87,884	58,254	△15,391	△15,981
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	10.99	7.11	△1.81	△1.75
総　　資　　産(千円)	6,982,527	7,624,169	7,581,924	6,558,051
純　　資　　産(千円)	2,182,279	2,370,232	2,723,338	3,045,855
１株当たり純資産額　(円)	272.48	285.50	309.02	326.08

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイプロジェクト	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイブライダル	10,000千円	100.0%	ブライダル事業
株式会社ジェイフィールド	5,000千円	100.0%	食品等の卸売業、広告代理業など
サンクスマインド株式会社	30,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイグループインターナショナル	5,000千円	100.0%	海外事業の統括・管理
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD HONOLULU, INC.	1,000米ドル	100.0%	飲食事業
NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.	4,000千バーツ	85.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
KAKEHASHI, S.L.U.	74,710ユーロ	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	110,600千円	50.0%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	50.0%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの中核である飲食事業においては、消費増税による景気減速の懸念、働き方改革や受動喫煙防止対策への対応が求められる中で、更に新型コロナウイルスの感染拡大による影響が多大に生じております。新型コロナウイルス終息の時期は未だ不透明でありますが、当面は不安定な営業が続くことを前提にコストの抑制と資金調達に努め、不測の事態に備え、現況を乗り越えることを最優先といたします。

その上で、以下の課題に取り組み、当社グループの強みである「人間力」「多業態展開」を大切にしながら、より競争力があり、永続できる会社に進化することを目指します。

① グループ全体の生産性向上

間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

② 店舗の魅力と生産性の向上

オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組みます。

③ 知恵と工夫を集結する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年２月29日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業、ブライダル事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

③ ブライダル事業

結婚式の企画運営、挙式・披露宴サービスの提供を行っております。

④ その他の事業

食品等の卸売業、製作・販促事業及び人材関連サービス等を行っております。

(6) 主要な事業所（2020年２月29日現在）

本　　社　　名古屋市中区栄三丁目４番28号

東京オフィス　　東京都港区芝浦三丁目12番６号　CROSS芝浦ビル３階

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	26	東京都11店 愛知県８店 神奈川県２店 宮城県１店 静岡県１店 三重県１店 京都府１店 兵庫県１店
博多かわ屋	15	愛知県７店 東京都５店 三重県１店 静岡県１店 宮城県１店
ほっこり	6	愛知県３店 東京都２店 静岡県１店
てしごと家	6	愛知県３店 千葉県１店 東京都１店 神奈川県１店
猿Cafe	5	愛知県３店 東京都２店
その他	74	愛知県44店 東京都11店 静岡県５店 宮城県２店 神奈川県２店 京都府２店 岡山県２店 埼玉県１店 千葉県１店 兵庫県１店 ニューヨーク１店 ハワイ１店 バルセロナ１店

（注）　店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況（2020年２月29日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	478　(545)名	38名減　(95名減)
不動産事業	1　(－)名	－　(　－　)
ブライダル事業	9　(５)名	２名増　(１名増)
その他の事業	4　(２)名	６名減　(１名減)
管理部門	55　(１)名	７名増　(　－　)
合計	547　(553)名	35名減　(95名減)

（注）　使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45(　１　)名	－　(－)	38.8歳	8.7年

（注）　使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年２月29日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	3,086,807
株式会社商工組合中央金庫	660,025
株式会社関西みらい銀行	549,500
株式会社三井住友銀行	291,552
株式会社滋賀銀行	265,733

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2020年２月29日現在）

① 発行可能株式総数　18,000,000株
② 発行済株式の総数　9,522,000株
③ 株主数　19,009名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	2,022,000株	21.69%
サントリー酒類株式会社	300,000株	3.22%
松永圭司	228,600株	2.45%
安田博	206,000株	2.21%
新田二郎	200,000株	2.15%
林芳郎	192,000株	2.06%
二村篤志	146,000株	1.57%
林裕二	144,400株	1.55%
石川智巳	113,500株	1.22%
生井嘉幸	98,400株	1.06%

（注）１．持株比率は自己株式（200,153株）を控除して計算しております。
２．上記大株主には、自己株式（200,153株）は含まれておりません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2020年２月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他、新株予約権等に関する重要な事項

第１回新株予約権（2018年４月11日臨時取締役会決議）

新株予約権の数 15,000個（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額　１個につき960円

新株予約権の行使価額　１株につき992円

新株予約権の行使期間　2018年５月２日から2021年４月30日（但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

新株予約権の行使条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の取得条件

イ．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ロ．当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会

社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ハ．当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。

ニ．当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第（4）項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年２月29日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新田二郎	株式会社ジェイプロジェクト取締役
取締役副社長執行役員	林　芳郎	株式会社ジェイブライダル代表取締役 株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社ジェイグループインターナショナル代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
取締役常務執行役員	林　裕二	株式会社ジェイプロジェクト代表取締役
取締役執行役員	赤工朝飛	管理本部長 株式会社かわ屋インターナショナル取締役 株式会社ジェイアセット代表取締役
取締役	細野順三	freebalance株式会社代表取締役 株式会社ファッズ社外取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社非常勤監査役 COMPANY X株式会社非常勤監査役 株式会社海帆非常勤監査役 株式会社テイクユー非常勤監査役
常勤監査役	安田　博	株式会社ジェイプロジェクト監査役
常勤監査役	安達幸子	
監査役	黒田和貴	黒田和貴税理士事務所代表 税理士 株式会社ジェイブライダル監査役

（注）１．取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
２．赤坂大輔氏は、2019年３月31日に取締役を辞任いたしました。
３．常勤監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏は、社外監査役であります。
４．監査役黒田和貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役細野順三氏、常勤監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役である細野順三氏、監査役である安田博氏、安達幸子氏及び黒田和貴氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2）	95百万円 （4）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	22 (11)
合　　計	9	118

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2004年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2013年５月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2004年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は600千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ファッズの社外取締役、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

・監査役黒田和貴氏は、黒田和貴税理士事務所の代表を兼務し、株式会社ジェイブライダルの監査役であります。なお、株式会社ジェイブライダルは当社の子会社であります。また、黒田和貴税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取 締 役 細 野 順 三	17回	100%		
常勤監査役 安 達 幸 子	17	100	14回	100%
監 査 役 黒 田 和 貴	17	100	14	100

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験、知見に基づき、客観的視点から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

・常勤監査役安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

・監査役黒田和貴氏は、税理士としての見識に基づき、主に財務及び会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

５．会計監査人の状況

① 名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
・取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
・社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
・コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
・法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
・情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
・いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面または電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
・本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
・不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、毎月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。

・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。

・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月１回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。

・当社は、毎月１回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。

・当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。

・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。

・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。

・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受け

ず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会及び社内の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
・監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
・監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年４月20日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査役は、月１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、幹部会議、本支店部長会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年２月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,787,385**	**流動負債**	**2,706,726**
現金及び預金	909,217	買掛金	389,786
売掛金	308,560	短期借入金	81,312
たな卸資産	205,993	一年以内償還予定の社債	30,000
その他	363,614	一年以内返済予定長期借入金	835,217
固定資産	**9,696,804**	未払金	790,029
有形固定資産	**7,730,827**	リース債務	46,947
建物及び構築物	2,713,030	未払法人税等	98,405
工具器具備品	309,823	未払消費税等	168,206
土地	3,725,832	株主優待引当金	6,523
リース資産	122,290	預り金	87,689
建設仮勘定	855,429	その他	172,609
その他	4,419	**固定負債**	**6,325,564**
無形固定資産	**475,753**	社債	365,000
のれん	449,735	長期借入金	4,721,001
その他	26,017	リース債務	40,171
投資その他の資産	**1,490,224**	繰延税金負債	615,599
投資有価証券	8,220	資産除去債務	82,268
差入保証金	1,236,682	その他	501,523
繰延税金資産	80,272	**負債合計**	**9,032,290**
その他	172,694	**純資産の部**	
貸倒引当金	△7,645	**株主資本**	**2,389,543**
繰延資産	**15,164**	**資本金**	**1,524,162**
社債発行費	15,164	**資本剰余金**	**1,448,134**
		利益剰余金	**△506,630**
		自己株式	**△76,122**
		その他の包括利益累計額	**△37,050**
		為替換算調整勘定	**△37,050**
		新株予約権	**6,192**
		非支配株主持分	**108,379**
		純資産合計	**2,467,064**
資産合計	**11,499,355**	**負債純資産合計**	**11,499,355**

連結損益計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**14,210,706**
売上原価	**4,716,795**
売上総利益	**9,493,911**
販売費及び一般管理費	**9,402,691**
営業利益	**91,219**
営業外収益	**145,107**
営業外費用	**228,296**
経常利益	**8,030**
特別利益	**148,018**
固定資産売却益	14,797
保険解約返戻金	133,221
特別損失	**233,523**
店舗閉鎖損失	101,917
減損損失	131,605
税金等調整前当期純損失	**77,474**
法人税、住民税及び事業税	90,705
法人税等調整額	△3,808
当期純損失	**164,372**
非支配株主に帰属する当期純利益	**10,304**
親会社株主に帰属する当期純損失	**174,676**

連結株主資本等変動計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年３月１日　残高	1,338,895	1,268,895	△305,199	△76,085	2,226,505
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	182,645	182,645			365,291
新株の発行（新株予約権の行使）	2,621	2,621			5,242
剰余金の配当			△26,755		△26,755
親会社株主に帰属する当期純損失			△174,676		△174,676
自己株式の取得				△37	△37
連結子会社株式の取得による持分の増減		△6,028			△6,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	185,267	179,239	△201,431	△37	163,037
2020年２月29日　残高	1,524,162	1,448,134	△506,630	△76,122	2,389,543

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2019年３月１日　残高	△31,555	△31,555	11,434	101,671	2,308,056
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					365,291
新株の発行（新株予約権の行使）					5,242
剰余金の配当					△26,755
親会社株主に帰属する当期純損失					△174,676
自己株式の取得					△37
連結子会社株式の取得による持分の増減					△6,028
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,495	△5,495	△5,242	6,708	△4,029
連結会計年度中の変動額合計	△5,495	△5,495	△5,242	6,708	159,008
2020年２月29日　残高	△37,050	△37,050	6,192	108,379	2,467,064

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　鋭　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2019年３月１日から2020年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が多大に生じており、当社グループにおいては、３月２日から実施された全国規模での小中高校の休校措置以降、お客様や店舗スタッフへの感染防止等の観点から、一部店舗の休業や営業時間の短縮を行い、４月からは首都圏全店舗での休業を実施している。そうした中で、４月７日に７都道府県への緊急事態宣言並びに４月10日に愛知県独自の緊急事態宣言が発せられたことを受け、休業店舗の拡大、休業期間延長の措置を講じている。また、米国のニューヨーク、ハワイ、およびスペインのバルセロナに所在する海外店舗においても各都市におけるロックダウンの実施に伴い、店舗休業の措置を講じている。これらの環境下においては、新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明であり、経済活動への影響を現時点では予測できない状況となっている。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、翌期以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性がある。影響額については、提出日現在において合理的に算定することが困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2020年２月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,324,738**	**流動負債**	**1,154,842**
現金及び預金	366,521	短期借入金	76,001
売掛金	4,432	一年以内償還予定の社債	20,000
貯蔵品	1,952	一年以内返済予定長期借入金	592,110
前払費用	141,457	リース債務	46,671
未収入金	791,995	未払金	176,894
その他	18,379	未払費用	2,863
固定資産	**5,220,087**	未払法人税等	91,519
有形固定資産	**3,193,176**	株主優待引当金	6,523
建物及び構築物	1,572,858	預り金	126,298
車両運搬具	2,991	その他	15,961
工具器具備品	30,539	**固定負債**	**2,357,352**
土地	1,463,350	社債	280,000
リース資産	118,031	長期借入金	1,864,018
建設仮勘定	5,404	リース債務	40,171
無形固定資産	**15,247**	預り保証金	101,119
商標権	3,327	その他	72,043
ソフトウェア	11,650	**負債合計**	**3,512,195**
その他	270	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,011,664**	**株主資本**	**3,039,663**
投資有価証券	7,010	**資本金**	**1,524,162**
関係会社株式	739,043	**資本剰余金**	**1,454,162**
長期貸付金	9,195	資本準備金	1,454,162
関係会社長期未収入金	378,070	**利益剰余金**	**137,461**
保険積立金	16,825	その他利益剰余金	137,461
長期前払費用	34,167	繰越利益剰余金	137,461
繰延税金資産	29,364	**自己株式**	**△76,122**
差入保証金	1,149,894	**新株予約権**	**6,192**
その他	5,419	**純資産合計**	**3,045,855**
貸倒引当金	△357,327		
繰延資産	**13,225**		
社債発行費	13,225		
資産合計	**6,558,051**	**負債純資産合計**	**6,558,051**

損益計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**3,350,910**
売上原価	**2,211,840**
売上総利益	**1,139,070**
販売費及び一般管理費	**925,327**
営業利益	**213,742**
営業外収益	**100,859**
協賛金	2,359
賃貸料収入	53,022
提携料収入	27,057
その他	18,420
営業外費用	**120,589**
支払利息割引料	52,092
賃貸料原価	35,627
その他	32,870
経常利益	**194,013**
特別利益	**109,185**
固定資産売却益	999
保険解約返戻金	108,185
特別損失	**242,246**
減損損失	2,585
貸倒損失	239,660
税引前当期純利益	**60,952**
法人税、住民税及び事業税	76,934
法人税等調整額	△0
当期純損失	**15,981**

株主資本等変動計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年３月１日　残高	1,338,895	1,268,895	1,268,895	180,198	180,198	△76,085	2,711,903
事業年度中の変動額							
新株の発行	182,645	182,645	182,645				365,291
新株の発行（新株予約権の行使）	2,621	2,621	2,621				5,242
剰余金の配当				△26,755	△26,755		△26,755
当期純損失				△15,981	△15,981		△15,981
自己株式の取得						△37	△37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	185,267	185,267	185,267	△42,737	△42,737	△37	327,760
2020年２月29日　残高	1,524,162	1,454,162	1,454,162	137,461	137,461	△76,122	3,039,663

	新株予約権	純資産合計
2019年３月１日　残高	11,434	2,723,338
事業年度中の変動額		
新株の発行		365,291
新株の発行（新株予約権の行使）		5,242
剰余金の配当		△26,755
当期純損失		△15,981
自己株式の取得		△37
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△5,242	△5,242
事業年度中の変動額合計	△5,242	322,517
2020年２月29日　残高	6,192	3,045,855

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　鋭　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2019年３月１日から2020年２月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が多大に生じており、当社グループにおいては、３月２日から実施された全国規模での小中高校の休校措置以降、お客様や店舗スタッフへの感染防止等の観点から、一部店舗の休業や営業時間の短縮を行い、４月からは首都圏全店舗での休業を実施している。そうした中で、４月７日に７都道府県への緊急事態宣言並びに４月10日に愛知県独自の緊急事態宣言が発せられたことを受け、休業店舗の拡大、休業期間延長の措置を講じている。また、米国のニューヨーク、ハワイ、およびスペインのバルセロナに所在する海外店舗においても各都市におけるロックダウンの実施に伴い、店舗休業の措置を講じている。これらの環境下においては、新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明であり、経済活動への影響を現時点では予測できない状況となっている。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、翌期以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性がある。影響額については、提出日現在において合理的に算定することが困難である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年３月１日から2020年２月29日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、グループ監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年４月17日

株式会社ジェイグループホールディングス　監査役会

常勤監査役　安田　博　㊞

常勤監査役（社外監査役）　安達　幸子　㊞

監　査　役（社外監査役）　黒田　和貴　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引き続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいりますが、株主の皆様への利益還元の重要性を鑑み、今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金1円50銭　　総額は13,982,771円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年５月28日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新田二郎（にった じろう） (1966年10月12日生)	1991年３月　名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年３月　有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年３月　有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社設立　代表取締役社長（現任） 2001年８月　株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年４月　有限会社ジェイブライダル取締役 2005年11月　株式会社ジェイブライダル取締役 2008年３月　株式会社ジェイメディックス取締役 2011年３月　株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年３月　株式会社ジェイプロジェクト取締役（現任）	200,000株
2	中川晃成（なかがわ あきなり） (1965年６月20日生)	1989年４月　大阪ガス株式会社入社 2005年10月　株式会社キンレイ取締役外食カンパニーCEO 2013年７月　株式会社KRフードサービス代表取締役社長 2018年12月　株式会社KRホールディングス代表取締役社長 2019年７月　当社社長執行役員（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	林（はやし） 芳郎（よしろう） （1965年５月11日生）	1988年６月　名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年９月　株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年３月　有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年３月　当社取締役 2001年８月　株式会社ジェイメディックス取締役 2002年４月　有限会社ジェイブライダル設立代表取締役 同　当社常務取締役 2005年４月　当社専務取締役経営企画室長 2005年11月　株式会社ジェイブライダル代表取締役（現任） 2006年８月　当社専務取締役経営企画担当 2008年８月　当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年９月　当社取締役副社長 2014年２月　株式会社ジェイグループインターナショナル代表取締役（現任） 2016年３月　株式会社ジェイフィールド代表取締役（現任） 2017年11月　株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役（現任） 2019年７月　当社取締役副社長執行役員（現任）	192,000株
4	林（はやし） 裕二（ゆうじ） （1972年４月26日生）	1992年８月　名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年３月　有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年３月　当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年３月　当社東京支店長 2004年５月　当社取締役東京支店長 2005年４月　当社常務取締役東京支店長 2007年１月　当社常務取締役営業担当 2012年９月　当社常務取締役 同　株式会社ジェイプロジェクト代表取締役（現任） 2017年８月　株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年７月　当社取締役常務執行役員（現任）	144,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	ほそ　の　じゅん　ぞう 細野順三 (1971年10月26日生)	1997年３月　株式会社財務工房入社 2000年３月　ニューブリッジ株式会社入社 2001年５月　同社取締役 2004年11月　freebalance株式会社代表取締役（現任） 2005年４月　ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役（現任） 2007年５月　当社社外監査役 2013年６月　株式会社海帆非常勤監査役（現任） 2014年２月　COMPANY X株式会社非常勤監査役（現任） 2015年５月　当社社外取締役（現任） 2017年10月　株式会社ファッズ社外取締役（現任） 2017年11月　株式会社テイクユー非常勤監査役（現任）	8,000株
6	たま　だ　たか　ひこ 玉田貴彦 (1970年９月29日生)	1995年11月　株式会社アタックス入社 1998年１月　三優監査法人入社 1999年11月　公認会計士登録 2000年９月　朝日監査法人(現:有限責任あずさ監査法人) 入社 2006年７月　株式会社ジェイプロジェクト入社 2008年７月　東陽監査法人入社 2009年７月　税理士登録 同　玉田貴彦税理士事務所開設所長（現任） 2018年８月　東陽監査法人代表社員（現任）	1,400株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．細野順三氏は、社外取締役候補者であります。
３．細野順三氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の社外監査役を８年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を、当社の経営体制の強化に活かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
４．細野順三氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、５年になります。
５．当社は、細野順三氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、再任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
６．細野順三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴　及　び　重　要　な　兼　職　の　状　況	所有する当社の株式数
いし　はら　しん　じ 石　原　真　二 （1954年11月３日生）	1985年４月　弁護士登録 同　石原法律事務所（現：石原総合法律事務所）入所 1991年８月　株式会社オータケ監査役 2003年９月　豊島株式会社監査役（現任） 2003年12月　小林記録紙株式会社監査役（2007年10月小林クリエイト株式会社に商号変更） 2007年６月　株式会社トーエネック監査役 2011年８月　石原総合法律事務所所長（現任） 2013年６月　矢作建設工業株式会社社外取締役（現任） 2015年８月　株式会社オータケ社外取締役監査等委員（現任） 2018年６月　株式会社十六銀行監査役（現任）	－株

（注）１．候補者の在籍する石原総合法律事務所と当社とは法律顧問契約を締結しております。
２．候補者は、社外監査役の補欠監査役として選任するものであります。
３．石原真二氏を社外監査役の補欠監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は弁護士として法務に精通しており、当社のコーポレート・ガバナンスの体制強化に関して有効な助言をいただけると判断して、社外監査役の補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。
４．石原真二氏が監査役に就任する場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。
①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限るものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

所 在 地：名古屋市西区牛島町６－１
会　　場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電　　話：052－990－2732



交通　ＪＲ名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩５分

お願い

1．駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。
2．株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なにとぞご理解いただきますよう、お願い申しあげます。